

令和3年度 第1回 徳島県障がい者自立支援協議会 議事録

1 日 時 令和3年10月20日（水）午前10時から正午まで

2 場 所 徳島県職員会館 2階 第1・2会議室

3 出席者

委 員

森泉摩州子会長，松下義雄副会長，久米清美委員，久米川晃子委員，佐河勇氣委員，島 義雄委員，高田逸雄委員，堀本孝博委員

関係部局及び事務局

障がい福祉課3名，健康づくり課1名，精神保健福祉センター1名，発達障がい者総合支援センター1名，東部保健福祉局1名，南部総合県民局1名，西部総合県民局1名，特別支援教育課1名，障がい者相談支援センター3名

4 会次第

i 開 会

ii 挨拶 障がい福祉課長

iii 議 事

- (1) 行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議検討結果報告について
- (2) 徳島県相談支援専門員人材育成ビジョンについて
- (3) 人材育成部会の状況について
- (4) 地域自立支援協議会推進部会及び各検討会議の状況について
- (5) その他

iv 閉会

【配付資料】

資料1 行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議検討結果報告書

資料2 徳島県相談支援専門員人材育成ビジョン

資料3 人材育成部会報告

資料4 地域自立支援協議会推進部会報告

5 議事内容

議事（1）行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議検討結果報告について

※障がい者相談支援センターから資料1により説明。

（会長）

ありがとうございました。実態調査を丁寧に報告書にまとめていただけたなと思います。これについては，地域自立支援協議会推進部会で中心になって進めていただきました。部会長さん，何か補足等ございましたら，よろしく願いいたします。

（委員）

提言書があがってきた背景には，以前から行動障がいのある方の緊急時の受け入れとか，そういうのはなかなか難しいということが以前からずっと言われてまして，地域自立支援協議会推進部会でも数年前に一度検討したことがあるんですがなかなか

進まなくて、それで今回提言書があがってきた背景がございます。かといって、この提言書が出来たということで、全てではないと思います。今後いっぱい越えていかなければならないハードルというのが、いっぱいあるかと思いますが、それを一発にはなかなか、意見は同じかと思いますが、一発にはなかなか進まないとは思いますが、一つ一つ関係機関が考えて、一つ一つ実践していくという過程がやっぱり求められているんじゃないかと思いますが、その点この提言書を一つの糧として、今後、特に行動障がいのある方の地域での暮らしを、一步でも進めることができると思いますので、この辺地域自立支援協議会推進部会の方でも議論はさせていただいているんですけど、なかなか難しい部分はあろうかと思いますが、全県下の考え方として広めていけたらと思っておりますので、御検討の程よろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございます。この検討の間にコロナということで、本当に地域で生活されている行動障がいの方含めて障がいをお持ちの方、本当に御家族、ご苦労されたかなということは、より身につまされて御議論されたんじゃないかなと思いますが、それでは、この検討結果について御質問、御意見等ございましたら、ご遠慮なくどうぞおっしゃっていただければと思いますので、お願いします。

(委員)

ちょっと分かる範囲でいいんですけども、この行動障がいの方の支援についてですね、国の動きとか、全国的な支援の動きとか、他県の、特に先進的に動いている県とかあるんでしょうか。この提言書がどこまでの効力があるのか。例えば、徳島県でこの提言が使える所があるのか。国の法律に従ってやらないかるところがあるのか。ちょっとそういうところも知りたいんですけども、県の方でそういうところが分かれば教えていただきたいんですけども。

(会長)

ありがとうございます。では事務局、お願いします。

(障がい者相談支援センター)

ありがとうございます。国の動きとか他県の動きということなんですけども、分かる範囲でお伝えしますと、平成26年から国の補助金の助成を受けて、県でも強度行動障がい者の支援者養成研修の方を始めまして、基礎研修と実践研修ということで、実施しております。それを受けると加算に繋がるということで、毎年基礎研修では200人程度、毎年1回で済まなくて、コロナ前は2回もするような状況で、たくさんの方に受講していただいております。国の制度としては、私が知る限りではそれぐらいかと思うんですけども、他県の状況なんですけども、今回提言書を受けて実態調査をするということになったときに、他県の方でも実態調査をして、その結果をホームページとかで公表されているような県もいくつもありまして、今ちょっと出てこないんですけども、そういう実態調査の内容を参考にさせていただきました。また、県単独事業として取組をされているような県もありまして、例えば鳥取県の方には県独自でしている事業があるということで、電話で問い合わせをさせていただいたりもいたしました。

(会長)

ありがとうございます。何かこのことで補足というか、他の方で何かご存じの方

がおられたらと思いますが、いかかでしょうか。

(委員)

私も2回目にここに来させていただいて、十分この内容が分からないんですけども、障がいの子どもの持つ親の立ち場としましては、割とこの一般相談事業とか、それからそういったものに関して、親はどこに相談していいのかなということ、相談事業がどこにあるかどうかということのPRがですね、やはり親の会としても十分やらんといかんんですけども、その中でやはり一般の相談事業の所に行くのか、親としては一番近い所は社会福祉協議会の方に行くんじゃないかなということ、また社会福祉協議会に行っても、その中で職員さんの、やはり言うてはいけないですけども、能力とか知識とかそういったところがちょっと欠けているところがあるんじゃないかなということ、やはり大事なのは各職場とか社協さんの、やはり研修はやられると思うんですけども、どういったものかということ、一応障がい児の場合ですね、今のところ放課後デイサービスというものを使っているんですけども、この数が非常に多いんですね。だからその中で、非常に行動に障がいがある方も入っているわけなんですね。ですから、そういったところの学童保育の場合は、NPOでやっているとところが多いと思うんですね。だから大きな社会福祉法人であれば、ある程度そういった研修とかそういった立ち場があるんですけども、NPOがやっている放課後デイサービスとかそういったところの職員さんがどういう対応をした方がいいのか分からないということが出ますので、そのところのやはり研修っていうんですかね、そういったものやっていたらいいんじゃないかなと、ちょっとそういうふうに思いました。

(会長)

ありがとうございます。日中在宅で生活されている方は、放課後等デイもそうですけど、結構利用しづらいという保護者の方の御意見があったりとか、このコロナでちょっと控えて欲しいということもあったというふうに伺ってますし、後のビジョンにも出てきますけど、やっぱりこう、研修して人材育成っていうのがすごく大事なのかなということちょっと今思いました。ほか何かお気づきの点とか御意見とかございませんでしょうか。

(副会長)

提言書を受けてかなり詳細に多岐にわたってご検討いただいて、その対応についてもまとめられておまして、現場としては非常にありがたいなあということがたくさんあるので、とにかく出来るところから一つずつでも進めていただければ非常にありがたいなあということを感じております。この行動障がいの方の問題というのは虐待と関連している部分もありまして、その対応の難しさが職員の方々の負担となってそういう行為に至る、というケースもあるように感じております。先ほど県の方からのお話もありましたけれども、そういう研修ですね、これについては相談支援専門員協会も県の方の障がい者虐待防止研修の方を受託しておまして、その中で講師の方にそういう行動障がいの方の支援について先進的な取り組みをしている大阪の法人の託児所の方に来ていただいて講義をしていただいたり、それから、これまでも毎日新聞のヒロザワさんと言う方ですね、そういう非常に理解のある方を講師に選んでいただいて、県の研修プラス虐待防止研修でこの辺のフォローをさせていただいていると

いうようなところが現状です。

(会長)

ありがとうございます。在宅での虐待もそうですし、つい先日でしたか、岡山でも何か職員さんが虐待ということでニュースが出ていましたが、そういう意味では、職員さんも皆さん一人一人非常に丁寧に頑張っておられるんですが、行動障がい者の難しさがあるのかなというのは、そういうところなんです。私の方では資料の3ページ、障がい者の保護者の方は制度の隙間というところがたぶん一番悩まれているところかなと思います。これも一足飛びには行かないと思いますが、今松下委員もおっしゃったように出来るところからというか、これも事業所さんとか、それぞれの関係機関の理解が一番大事かと思しますので、その辺の啓発も含めて取り組んでいかなければいけないかなと思います。

(委員)

ほとんどおっしゃってくれてるのですが、この提言書については非常に内容のあるボリュームのあるものを短期間でまとめられて、しかもコロナ禍という状況下にあつて、ブロックが多かったと思いますが、できあがり非常に感心しています。ただ、これで「仏作って魂出ず」にならないように、僕らの今度の進歩って言うのは、地域に向けて、私の所属は南部Iの圏域ですけども、南部I圏域の自立支援協議会でも浸透、周知をしっかりと行って、構成員とか関係機関、関係者で、研修も含めて、共有できていったら、非常に困難度の高い行動障がいへの支援、対応が少しずつでもできていくのかなと。まずはそれぞれの意識を変革するという部分と、日常的に保護者の方大変なご苦勞をされているので、その負担度の軽減に繋がるような、そういう部分に繋げていけるような意識と支援が出来ていったらなと、この出来上がりに感心しているところです。

(会長)

ありがとうございました。他何かございませんか。

(委員)

一応確認なのですが、資料6ページの3番(2)の今後の方向性のところで、県とか市町村、地域の審議会等に定期的な報告を求める、ということなんですが、具体的にはどういうふうなところで報告を求めて、進捗状況の確認をする予定なのか、教えてもらえたらと思います。

(障がい者相談支援センター)

定期的な報告をどのようにするかと言うことでご質問をいただきました。検討会議は現在一区切りついたところなんですが、今後はどのようにこの検証について行っていくかということについては、正直に申し上げてまだ具体的には決まっておりません。この自立支援協議会の場もありますし、地域自立支援協議会推進部会の場もありますし、年に1回程度は、この提言項目一つ一つについて、どのように進んでいるかということについて検証を行っていく、ということに今後していきたいと思っております。それ以外はちょっと未定ということでお願ひします。

(委員)

先ほどの委員さんのご質問の直接的な答えになるかどうかは分からないんですが、冒頭にも申しましたように、当然これ、提言書を挙げていただいて検討しっぱなしで

は話にならないので、地域自立支援協議会推進部会の場においても定期的に、具体的には言えない部分はあるんですけど、定期的にどういう具合に進捗していくかというフィードバックの場は設けないといけないのではないかと話をしております。その辺でこれを出して、定期的にフィードバックをしていくという形を取りたいと地域自立支援協議会推進部会の方では話をしているところです。それと、余談にはなるのかと思うのですが、行動障がいのある方は、個人ごとにバラバラな障がい特性を持っております。これに対応するには、先ほどもお話ありましたように、人材育成と同時に、私も施設でやっておりましたが、先ほど委員さんの方から話がありましたように、どうしても一人でやっていると対応に苦慮して要らんことをしてまう、要らんことと言っているかと思うんですが、してしまうという現実が確かにあるかと思えます。そのために、やっぱり複数で対応すること、そのためにはどうしても報酬の関係が出てこようかと思えます。だからその辺を今後検討、ちょっと考えていただくのと、それと障がい特性もありますが、環境が変わったら、僕らもそうなんです、やっぱりストレスがかかってきます。特に行動障がいのある方については、環境の変化によっていろんな行動を起こしてしまう。だから、落ち着いた環境を作ってあげる。それにはどうすればいいか。提言書にもありますように、地域でも落ち着いた場所があったらいいのになという事も書かれていると思います。それとか、ショートステイとかでも、ちょっとした落ち着ける場所を確保しておいてあげる。例えば施設で受けたとしても環境が変わりますので、難しい部分はあるので、地域の中でもちょっと落ち着ける場所をとというのも書かれておりますので、この辺を今後も調整していく。環境要因を出来るだけ少なくした場所を与えていくというのが必要ではないかと思えますので、その辺も今後一つの課題として進めていけたら、実現していけたらと地域自立支援協議会推進部会としては考えているところです。

(委員)

障がい者の親の立ち場として、子どもがパニックになって暴れ出した場合は親はトイレに隠れているしかない。何分かすれば落ち着くんですが、そういった状態にありますので、やはり障がいの子どもの持つ親の、家族の支援。そういった親に関する研修、そういったものがもう少し充実していただければいいんじゃないかと。障がいがある親の会としては、親が亡くなったらこの子どもはどうしたらいいんだろうか、どこへ預けたらいいんだろうか、グループホームなんだろうか、それとも入所施設なんだろうか、というふうに考えた場合に、やはり現行としては大体入所施設は定員いっぱいで行くところはないだろうということ。支援学校からの要請で「受け入れしてくれますか」というふうにしても、やはり定員いっぱいということになっております。やはり行動障がいのある方の、先ほど言われておりましたヒロザワさんですかね、そういった方の講演とかそういったもので、職員さんも、それから家族も、いろいろな知識を持つような状態になれば、非常に助かると思えますので、ひとつよろしくお願ひします。

(会長)

ありがとうございます。提言報告書があっても、さっき委員もおっしゃったように、個々皆さん違う障がいをお持ちなので、いっぱいまた意見が出てきたなと思ひます。

(委員)

今の委員さんの話を聞くと全くその通りでしょうけども、このコロナ禍の中で、県の方で今、親がコロナに感染した場合にその障がいのある子どもをどうするかということで、今3箇所では受け入れをしているんですけども、例えば行動障がいの子を持つ親が感染した場合、その障がいを受ける施設ってというのはどうしたらいいかという問題が出てくるので、県はしっかりこの辺り、3箇所決めているんですから、受け入れ体制を考えていただきたいと思いますね。お願いします。

(会長)

ありがとうございます。今のコロナもそうですし、それからまた災害時も、障がい児の方はどこに行けばいいのかといつも皆さん言われていますので、それも含めてこの提言、報告書を踏まえて、また一つ一つ進められればいいなと思っています。事務局、お願いします。

(障がい者相談支援センター)

少しだけ補足させていただきます。委員さんから、職員の資質の向上というか研修のところでは最初の方に御意見いただいたと思いますが、障がい者相談支援センターの方では、行動障がいの支援者養成研修の他にも、事例検討会を行っておりまして、それを今年度は県の発達障がい者総合支援センターの地域支援マネージャーの方に講師に入ってもらったり、支援者の方には限りますが、どなたでも受けていただける研修をやっております。ホームページの方に出して広報しますので、社協の方とかも、もしよかったら受けていただけるかと思います。それと、委員さんの方から、地域でも周知を図って欲しいということでありましたので、今日御了解をいただけましたら、市町村ですとか地域の協議会の方に、この提言書の方を送らせていただいて、また、機会があれば御説明にも伺いたいと思っております。

(会長)

ありがとうございました。本当に皆さん御意見ありがとうございます。この報告書、提言のとおり、県や国、各地域の自立支援協議会、関係機関に対して、県の障がい者自立支援協議会から提言するという事で委員の皆様、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(異議無し)

ありがとうございます。それでは、この提言、報告書、ここからがスタートということで部会長さんもおっしゃっておられます。これを踏まえて、関係機関一体となって取り組みを進めていけたらと思いますので、これからもよろしくお願いします。

では続きまして、議事の2つ目の「徳島県相談支援専門員人材育成ビジョン」ということで、事務局の方から御説明をお願いします。

議事(2) 徳島県相談支援専門員人材育成ビジョンについて

※障がい者相談支援センターから資料2により説明。

(会長)

ありがとうございました。それでは、今説明いただいた県のビジョンについて何か御意見やご質問がございましたら、お願いします。

(委員)

3障がいの手帳を持ってる人の人数の何%ぐらいの人が相談事業の相談を受けて

おられるかということが分かれば教えていただきたいということと、障がいとまでは行かない、グレーで手帳を持ってない人、こういった人の相談は相談事業として受けられるのか、そこをちょっとお聞きしたいんですが。データはだいたいいいんです。それと、相談員一人が、何名の障がい者の相談を受け持っているか教えていただきたい。

(会長)

一人何人ぐらいって、前に会議でも出ていましたね。それぞれ事業所によるんですか。

(委員)

何割というのはちょっと分からない部分があるんですが、特に障がいを持たれている方の相談ではなしに、グレーの方の相談というのも当然出てまいります。「どうも障がいがありそうで困ってるんだけど、どんなんだろうか」というのから相談を始めて行くというのが結構多いパターン。全てではないですけど、そういうパターン、特に幼児期のお母さん方は多いかと思います。それと、各自どのくらい的人数、対象者を持っているか、それは個々の事業所にもよると思いますが、県の方で昨年、一昨年辺り調査していると思うので、僕の頭の中にはざっくりしかないので、その辺障がい福祉課分かりますか。

(会長)

令和元年の会議か何かでそんな話がありましたね。

(障がい者相談支援センター)

アンケートですね、ありました。センターで取ったと思うのですが、ちょっと持ち合わせがなく、数字については今お答えできませんがかなり多かったです。

(障がい福祉課)

まず身体障がい者手帳、ちょっとデータとしては古いかも分らんのですが、令和2年の3月31日現在、手元にある資料でお答えさせていただきますと、身体障がい者手帳は34,676名の方、それから、療育手帳は8,519名の方、あと、精神障がい者保健福祉手帳につきましては、データが令和3年の3月31日なんですけども、5,727名という状況になってございます。

(会長)

ありがとうございます。一人が50件60件持つとなかなか大変まないなことはおっしゃってなかったかなと思いますが、もっと多かったですか。

(委員)

もっと多かったです。計画相談が入ってますので、もっと多い数字かなと思いますが、頭の中には数字が入ってないので。

(会長)

そうですね。計画相談があるので、本当に人材を育てるのはなかなか大変だなということは、令和元年の時にもおっしゃっていたように思います。

(障がい者相談支援センター)

また、数字を確認してお伝えさせていただいたらよろしいでしょうか。数字は帰ったらありますので。

(会長)

よろしく申し上げます。本当にケースをどれだけ持っているか、計画まで立てるとなると本当にそれぞれ大変ですし、この最後の8ページ、段階で5年、5年、3年と段階的に育てていくというのは、ある意味各事業所さんの管理者の方は、うまく育ててくれればなあと思いながら皆さんお仕事で支えておられると思います。あと何かございますか。

(委員)

相談支援専門員に実際なろうと思う方がいらっしゃったら、年齢制限があったりとか、あと、研修に参加する時に無料で参加できたりするのかをちょっと尋ねたいです。

(会長)

では、研修に関して、事務局の方でお答えいただけますか。

(障がい者相談支援センター)

相談支援従事者研修は、当センターの方で毎年度開催しておりまして、相談支援専門員になるには、一定の実務経験と、相談支援専門員の初任者研修を受ける必要がございます。年齢制限はございません。それと受講料ですけれども、今年度は初任者研修については7,000円ということでございます。

(会長)

ありがとうございます。他何か御意見御質問ございませんでしょうか。

(委員)

意見というのではないんですけれども、主観を少し。これの作成にあたっては委員さんのご尽力によるところが大きくて、内容が網羅されているところがあって、人材育成ビジョンということですけども、「専門員の必携バイブル」というふうな呼び方に置き換えてもいけるのではないかというぐらいの素晴らしい内容だと思います。それぞれの相談支援に携わる者のステージステージにおいての方々、初任であれ、現任であれ、主任であれ、それぞれに共通する、また、新しい方のイメージ作りにも役に立つ内容と感じています。

(会長)

ありがとうございます。それぞれの職員さんが一個一個積み重ねて、本当に充実した支援が出来ればと思っております。

(委員)

委員の方から話がありましたように、ビジョンを作ることについては長年の課題だったんです。やっぱり作らないかんよねと。作ることによって、相談支援専門員の資質の向上とか、支援体制をどう構築していったらいいんだろうかという一つのバイブル的になろうかと思うんです。そういう意味でも、これを作ることによって相談支援の質の向上というか、一つの目標というのができるかと思しますので、是非とも若い方には一つの指標にさせていただきたいと思っております。それと、ここにも触れてますけど、私や委員は高齢者の部類に入っております。若い方にやっぱり相談支援というものを引き継いでいかなければならない。地域作りとしての一つの機能がありますので、その辺を作っていくことはやっぱり必要かと思っております。で、そこにありますように、2ページ「4人材育成における本県の現状と課題」の「(3) 県研修講師の不足」ということが触れられております。県の研修はいろんなことやられておりますが、

なかなかファシリテーターが集まらない、という現実が実際の話でございます。こういう意味でも、この辺の一つの指標に出来たらと思っております。同時に、これには人材育成部会でもチラッと話が出たと思うんですけど、現在、サービス提供事業所でサービス管理責任者が中心となってサービスを組み立てていくという仕組みになっているんですが、県も同じようにサービス管理責任者の研修を実施しております。これについても僕も長いこと関わってきたんですけど、やっぱりその「ファシリテーター」っていうんですか、講師の補助のなり手がやっぱり少ないという現実がございます。特に、相談支援なんですけど、現場で一生懸命やっているサービス管理責任者というのは、人材育成をやっていかなければならない部分がありますので、その点も含めて、やっぱり人材っていうんですか、もうロボットがするわけに行きませんので、その辺の一つの指標として関わっていただけたらと思っておりますので、余談ですけどよろしく願います。

(会長)

ありがとうございます。雇用というか、事業所さんを希望して採用、就職希望されるという、その部分がだんだん難しくなっていて、高齢者介護の部分でもなかなか人が集まらないとか、それぞれ事業所さんにご苦労されていると思いますので、このビジョンで道筋が見えれば、いろんな方がお仕事に就かれると思います。他どうでしょうか。ありがとうございました。では、この件につきましては、引き続きいろいろあるかと思いますが、これも丁寧に進めていっていただければと思いますので、よろしく願います。

では、続きまして議事の(3)に進みたいと思います。各部会のご報告です。「人材育成部会の状況について」事務局の方からご説明願います。

議事(3) 人材育成部会の状況について

※障がい者相談支援センターから資料3により説明。

(会長)

ありがとうございました。それでは、この件につきまして何か御質問御意見ございますでしょうか。今、人材育成ビジョンの中でもいろいろ意見交換されたかなと思います。今年度、四国ブロックで主任相談支援専門員の養成研修があるということで、一歩ずつ進めばなと思います。特にございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは続きまして、議事(4)の「地域自立支援協議会推進部会及び各検討部会の状況について」です。では、事務局の方から御説明願います。

議事(4) 地域自立支援協議会推進部会及び各検討会議の状況について

※障がい者相談支援センターから資料4により説明。

(会長)

ありがとうございました。この部会の報告については、先ほど議事(1)、議事(2)の方で、皆さんに御意見頂戴したところですが、何か他にお気づきになった点や御質問などございませんでしょうか。

それでは引き続き、各部会の方よろしく願います。

議事（５）その他

（会長）

副会長さんの方から２点ご質問があるという風に伺っております。１点目は医療的ケア児支援法に関することですね。よろしく申し上げます。

（副会長）

まず１点目なんですけれども、医療的ケア児の支援についてです。医療的ケア児の支援法が９月に施行されました。この法律の意義は非常に大きいと感じております。特に、この法律の中で重要な柱というのが、医療的ケア児を受け入れるための保育とか、教育体制の整備、またワンストップで相談できる相談体制の整備などです。県でもこれまで医療的ケアを要する重症心身障がい児等検討会議において、家族支援のこと、また教育のことも、県でも取組を進めてきた経緯がございます。しかし、保育とか、また学校での親の付き添いなしで通える体制づくりということについては非常にハードルが高く、これまでも進んでこなかったように感じております。共生社会を目指していく上で、子どもの時から保育また学校の場で共に遊び、また学べるような環境づくりというのは非常に大事なことだと感じております。特に子どもが人権感覚とか、人としての価値観を形成していく上で、幼少期・学童期から一緒に過ごせる環境づくりというのが非常に大事だと感じております。子どもは「障がい者」という見方ではなくて、「お手伝いが必要な友達」という感覚で接します。一緒に接する中で先生たちが介助するのを見て、お手伝いをしてあげる必要性とか方法、そういうのを自然と学び、そういう中で人権感覚を学ぶという機会になると感じております。医療的ケアを必要とする重症児であっても、希望する全ての子どもが、親が付き添わなくても一緒に学べるような環境づくりのために、教育委員会、また県が連携をして、看護師・介護福祉士等の痰吸引が出来る人材の確保であるとか、あとは財源、また対応の仕方など、県において協力できる分についてバックアップをお願いできないかということを感じています。そして、医療的ケア児に対する、阿波市での取組が新聞でも取り上げられました。こういう事例をモデルにして、そういうノウハウを広げていくということと、あとノウハウのある特別支援学校がセンター機能を発揮して学校のコーディネーターの方と連携して受け入れのサポートをしたり、訪問看護の配置が難しい場合は訪問看護の利用を出来るようにするとか、受け入れの体制を進めていただけないかと。併せて、相談機能、在宅支援の充実ということについても、これまで同様、引き続き支援検討会議の中で協議を進めていただきたいと思います。今後、この法律施行によって、各県でのいろんな取組がたぶん出てくるだろうと思っています。そういう先進事例、いろんな取組も参考にしながら、少しでも進めていけるようにお願いしたいと思います。

（会長）

ありがとうございます。この９月１８日に施行されていますので、そのことに関しまして、障がい福祉課の方から何かご説明ございますでしょうか。

（障がい福祉課）

委員の方から法律の施行に基づいてということ、今後、県の取組とか、いろんな取組が出てくるというお話があったと思うんですが、以前から医療的ケア児に対する注目・関心というのもありまして、今年度については、令和３年度の障がい福祉サー

ビスの報酬改定によって医療的ケア児に対する支援の充実ということで、加算の算定であったり、基本報酬の算定ということで、国の方でも取組を進めているところであると思います。今回、今年9月に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。これまでは児童福祉法の方で「地方公共団体は人工呼吸器を装着している障がい児、その他日常生活を営むために医療を要する状態である障がい児が、その心身の状況に応じた適切な保健・医療・福祉・その他関連分野の支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・その他の関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関して必要な措置を講ずるように努めなければならない」とされていたところでございます。今回の法律の基本理念としましては、お手元にご覧いただけます資料に記載させてもらっていると思いますが、まず1番目「医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援すること」、2番目「個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援」、3番目「医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援」、4番目「医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策」、5番目「居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策」となっております。その基本理念の下、「国・地方公共団体による措置」ということで記載させていただいています。これも読み上げさせていただきます。1番目が、「医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援」、2番目「医療的ケア児及び家族の日常生活における支援」、3番目「相談体制の整備」、4番目「情報の共有の促進」、5番目「広報啓発」、6番目「支援を行う人材の確保」、7番目「研究開発等の推進」以上の7つの項目が明記されているところです。さらに、今回の法律の施行に伴い、その下に「医療的ケア児支援センターの設置」ということで項目がありますが、この医療的ケア児支援センターの大きく3つの機能が記載されて、法律にその規定が定められたところでございます。その3つですが、1番目が「医療的ケア児に対して行う相談支援に係る情報の集約点となること」、2番目は「どこに相談すればよいか分からない状況にある医療的ケア児の家族等からの相談をまずしっかりと受け止め、関係機関と連携して対応すること」、3番目「医療的ケア児等に対する医療・保健・福祉・教育・労働等の他機関に跨がる支援の調整について中核的な役割を果たすこと」とされております。これら3つの機能を期待された上で、医療的ケア児支援センターの業務の具体的な内容につきましてですが、1番目が「医療的ケア児等からの相談への助言等」、2番目「関係機関等並びにこれに従事する者への情報提供と研修」、3番目が「関係機関等との連絡調整」、4番目が「地域のコーディネーターが行う相談・助言との関係」ということになっております。この辺につきましては、センター設置の検討であったりとか、先ほどお話しさせてもらった医療的ケア児またはその家族に対する支援の在り方については、検討会の場を用いながら、各関係機関の皆様とか専門家の皆様の意見をお伺いしながら、検討を今後進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございます。ご説明ございましたけれども、御質問や御意見等ございませんか。

これからまた、医療的ケア児支援センターの方について、それぞれの各機関さんと相談しながら検討されるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

(委員)

委員から医療的ケア児の支援のこれからの取組についてということで、幅広い角度からいろいろ御提示・御提言いただいて、私も検討会の方の關係に名を連ねているので、しっかりと受け止めさせていただきました。地域の協議会で、医療的ケア児の支援の専門部会を立ち上げてるのが、徳島市と板野郡、南部Ⅰの協議会です。名称は違いますが、医療的ケア児支援の部会を持っています。去年度から、その3つの協議会が圏域を越えて、医療的ケア児についての意見交換とか、それぞれの地域の取組みとかっていうのを話し合う場を、徳島市に幹事にしていただいて、取組を始めています。今年度つい先月にその会を行ったんですけども、それぞれの共通項があるんですが、取組とか進捗とかという部分の話から始まって、この間の会では、それぞれがそれぞれの進捗を話し合うのももちろん良いんですけども、何か一つ共通のテーマを捉えて、それを意見交換・情報交換・情報共有をしていこうというような会に進めていこうということに話がまとまりました。去年度に徳島市の方から県の自立支援協議会の方に、通学支援に関する部分の提言書が確かあったと思うんですが、その分と、板野郡から提言書が2回挙がっているんですが、その時も教育に関する部分、受け入れに関する部分、通学に関する部分、その他の項目もありましたが、それが挙がっていて、南部Ⅰにも最近、通学に関する相談っていうのが挙がってまいりました。その辺りを教育の流れの中で話を進めていく中で、一つテーマとして、教育分野の部分、受け入れの部分、それと通学支援に関する部分っていうのを、共通テーマで話していこうということで終えました。次回からそのテーマに基づいていくんですが、今日ご出席の特別支援教育課もそういう会に、御案内差し上げたら、質問をさせていただいて、一緒に考えてもらうとか、御助言・アドバイスをもらったりなど深く進めていけることも可能になってくるかなと思うので、またご案内差し上げたらご出席いただけたらありがたいです。ひとことご感想いただけたらありがたいです。

(会長)

ありがとうございます。既に取組を始められているということで、医療的ケアが必要な方が小さいときから地域の中でおられると、よりこれからもそのまま在宅で暮らせることが可能になると思います。よろしくお願いします。

(特別支援教育課)

委員より、貴重な御意見いただきありがとうございます。この法案が施行されたということで、医療的ケアを必要とする子ども達が、地域の方で学びたいと希望してくるようなケースも増えてくるのではないのかなと思っています。それに当たりましては、やはり受け入れの体制ですとか、特に看護師の配置といったところが一つ重要なところになってくるんであると思っています。これらにつきましても、先ほどお話に出ましたが、阿波市の方で既に取り組んでおられる事例が、県としましては好事例になりますので、国の補助制度等を活用しながら進めて行く。私共が行っております「医療的ケア担当者研修会」というのがありますが、そちらの方を各市町村の方にもご案内を差し上げて、情報提供を積極的に行っていきたいと思っています。国の文部科学省の方も「多様な学びの場の充実」というところを謳われていますので、医療的ケアを必要とする子ども達が望むようなところ、例えば、教育を学ぶ場の選択肢が今後増えていく、広がっていくというところを目指していかなければいけ

ないところだと感じております。先ほど委員もおっしゃったように、各地域の方でも検討会を進めていくという中で、ひとつ、通学と人と教育の場のことをテーマとして進めていくということでご案内いただきましたので、また県としても御協力させていただければと思っております。ご案内いただけましたら、この場ですぐというのはお答えしにくいんですけども、持ち帰って上と協議をさせていただいた上で、必ずご回答の方をさせていただけたらと思っております。

(会長)

ありがとうございます。各機関が連携して、意見交換しながらになろうかと思いますので、柔軟な対応をまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

他何かございませんでしょうか。

それでは、副会長の方からもう1点、御意見があるということですので、ご説明お願ひします。

(副会長)

大変貴重な時間を申し訳ありません。もう1点ですね、ちょっとお願ひということになります。障がい者の虐待防止についてです。平成26年に、障害者権利条約が批准されて、それに併せて国内の法整備がされ、障がい者の人権であるとか人格の尊重というところで、権利擁護について、法律の上でも私達に求められていることは非常に大きいものがあると感じております。この中で虐待または差別の禁止は法律のリレーにも関わる重要な部分だと感じております。そこで気になることがひとつございまして、障がい者福祉施設従事者による障がい者虐待の増加です。平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されて以来、25年から令和元年度までの全国の虐待通報件数が1.5倍、またその中で虐待と判断された件数が約2倍になっているということで、徳島の通報件数については横ばい、同じ5年間で通報件数が5年間の合計で69件、そのうち虐待の判断件数っていうのが9件で、この数字が全国でのですね、実はワースト5位の中に入っているという現状があります。このことをどう考えるかということになるんですが、私も障がい者虐待防止センターで仕事も兼務でさせていただいておまして、その中で通報が何度も繰り返される施設があるということです。そういう施設の場合はどこかにやはり問題があるのではないかということを感じております。通報者は、自分の身を顧みず障がい者を守りたいであるとか、施設を変えたいという思いで通報してくるわけですけども、知的障がいとか強度行動障がいのような意思表示が非常に難しい方の虐待の場合は、非常に事実確認が難しい。分からない場合が多いということです。だからそれでいいということではなくて、やはり虐待行為に至る原因はひとつではなく施設の環境面の問題であったり、あとは支援のマンネリ化であったり、あとは管理者また職員の意識また倫理観の欠如だったり、または適切な支援の知識不足であったりと、原因はいろいろあるということが言われております。虐待をなくすためには早い段階から不適切な支援に気付いていく、それをなくしていく取組をしていくということが大変重要になってきます。虐待が発生することがマイナスではなく、施設の支援を見直したり、また改善に繋がったりという、いい支援に繋げるきっかけにするということが大事というふうに思ひます。令和4年度から研修とか、あとは虐待防止委員会の設置、また職員への検討内容の周知徹底ということが言い渡されるようになっております。県においても、虐待対応含め、支援の

改善に繋がられるような指導とか助言。それから、今回の会議にもありましたように強度行動障がいの方の支援も含めて虐待が起こらないような取組の方をお願いしたいと思っております。

あともうひとつですが、これに絡んでなんですけれども、障がい者虐待にDV事案が絡んでいるケースがあります。配偶者による経済的虐待とか、身体的な暴力で、言葉では、ここではなかなか表現できないような苦しみを訴えられて、ご本人が配偶者からの分離と保護を求めてまいりました。そこで、県のDVセンターに一時保護も含めて協力依頼の連絡をさせていただきました。電話で、その時の対応についてなんですけれども、電話で話を聞いて、市町村の方の相談に行って対応して欲しいとの回答とかですね、それから、なかなかこちらからお願いしないと、そちらの方に出向いての相談に繋がらないというようなことがあったり、また、一時保護についても心身共に衰弱している状況でないと対象にならないとか、医師からも病気の悪化に繋がるので一日も早く分離が必要ということで、市町村も含めて指導とか意見書をいただいております。そのこともお伝えしましたけれども、回答については一緒というふうなことです。その上にですね、施設の構造上の問題から、施設内に段差があってバリアフリーでない、介護の支援が出来ない、障がい者が使える仕様になってないということでの、施設の構造上の問題というのをお訴えておりました。ご本人は全然支援がいない自立生活なんですけれども、こういうふうな回答だったということです。こういう話を聞くと、どうしても頭から障がい者の受け入れを想定していないとか、断られているような感覚を感じました。また、適切な情報提供とか市町村との協力した連携っていうのが得られない状況で、市町村また我々支援者、本人も含め、この時二重の苦しみを感じたとか非常に残念なことがございました。DV被害者の場合、健常者に限らず、藁をもつかむ思いで相談に来る人もいます。そういう人に寄り添って、連携をして支援していくのが支援センターさんの役割だと感じております。そこで、県において障がい者の相談件数とか、あとは対応ですね、それから、障がい者差別解消法にそういう合理的配慮が、こういう相談機関に対してどういう配慮がなされているか、ちょっと情報があればお聞きしたいなと思っております。

(会長)

ありがとうございます。このコロナでDV事案とか、虐待が増えているというのは、報告があったかと思いますが、事務局の方からお答えできる範囲で、よろしく申し上げます。

(障がい者相談支援センター)

先に副会長さんからご質問をお預かりしており、担当課の方が男女参画・人権課の方になるのですが、本日出席しておりませんので、同課の方に先に質問を伝えて、今日は回答を持ってまいりましたので、読み上げさせていただけたらと思います。

まず、先にいただいたご質問なんですけれども、本県の配偶者暴力相談支援センターにおける障がいがある被害者からの相談件数についてということと、相談があった場合の対応及び、もし一時保護が必要な場合の対応について知りたいということ、一時保護施設のバリアフリー化の進捗について、合理的配慮がどの程度なされているかということについてとお伺いしたと思っておりますので、一点一点について回答をもらっておりますのでお伝えします。

まずは、本県の配偶者暴力相談支援センターにおける障がいがある被害者からの相談件数、障がい種別ごとの現状ということですが、令和元年度の徳島県の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は165件でございます。内訳は、知的障がい及び精神障がいを合わせて146件ございました。身体障がいの方は19件でした。次に相談があった場合の対応ということですが、対応については施設等のハード面と、対人等のソフト面がございますが、まずハード面については、配偶者暴力相談支援センターの方には、障がい者専用の来客用駐車場の方を設けております。あと、点字ブロックの方は入口から廊下へ動線に沿って設置されており、手すりやエレベーター内にもパーツがあります。その他出入り口にはスロープ、車椅子の準備、また耳マークの掲示もしてございます。ソフト面についてですけれども、必要に応じて来所時の移動支援をさせていただいたり、聴覚障がいの方に対しては、手話通訳による相談とか、筆談による相談、視覚理解優先のパンフレットとか、フロー図を使用している相談を行っております。次に、一時保護が必要な場合の対応についてということですが、一時保護については、障がいの有無にかかわらず、配偶者暴力防止法でありますとか、売春防止法でありますとか、そういう根拠法令の該当者であるかどうかということと、また、緊急性等のリスク面を十分に検討した上で、一時保護の要否を判断しております、ということです。一時保護委託の方が必要な場合の対応については、ケースバイケースでございますが、例えば、身体移動に常時介助が必要な方とか、療育を受けてこられたような知的障がいの方など、障がいの程度によってはご本人に適切と思われる施設への委託を検討するということが考えられます、ということでございます。次に、一時保護施設のバリアフリー化の進捗についてということ、あと合理的配慮がどの程度なされているかということなんですけれども、一時保護につきましては、県の施設で一時保護する場合と、民間の施設に一時保護委託をする場合がございます。一時保護施設のバリアフリー化につきましては、昨年度、国の補助事業を最大限活用した、県のDV被害者セーフティネット強化支援事業によりまして、一時保護施設の機能を備えた民間シェルターのバリアフリー化の改修を行っております、当該施設において障がい者や高齢者がご利用いただけることとなっております、ということです。合理的配慮ということについてはバリアフリーということとは別になるんですけれども、担当課の方から聞いたところでは、障がいの有無とか程度、種別により相談や保護の可否を決めるのではなくて、先ほど申し上げたような配偶者暴力防止法などの根拠法令に該当するかということとか、DVの被害者であれば可能な限りの配慮をさせていただいて、相談保護に当たらせていただいております、ということでした。

(会長)

ありがとうございます。何か気になることがありましたら。

(副会長)

ありがとうございます。今日は担当課がいらっしゃらないので、細かいことはなかなか難しいかとは思いますが、今そういうシェルターは何箇所ぐらいあるんですか。

(障がい者相談支援センター)

ちょっと数字を預かっておりませんで、申し訳ございません。

(副会長)

分かりました。そういういろいろな情報を、こういう時はこういうふうに対応できるのでというようなことを市町村の方とかにもお伝えしていただいて、一緒に考えていただく。支援にあたってはそういうことがやっぱり大事だろうと思うんです。そういうのがなかなか情報提供として伝わってこないのも、たぶん周りの支援する側は、そういうふうを受け取ったりということがあると思うので、そこは丁寧にやっていただきたいということの感想です。

(会長)

ありがとうございます。特に障がいのある方のDVの保護というのは、既に委託先をいくつか契約をされているような都道府県もありますし、それから、一時保護所そのものが障がいの方を全て受け入れるのはなかなか難しいので、そういうのも活用されたりされています。あともうひとつ根拠法のところで、たぶん障がい者虐待の方の法律なのか、DV法の該当になるかというのは、いつもどこの配暴センターも悩まれるところで、そこでいつも市町村と意見がすれ違ったりという状況はなかなかなくなるかなと思っています。丁寧なご説明でありますとか状況の確認など一緒に考えていけたらというのはそのとおりでと思いますので、関係課の方にそのようにお伝え願えたらと思います。よろしくお祈りします。

この件について、他に何かお伝えしたいようなことがございましたら。よろしいですか。

それでは皆様、限られた時間ですけれども、たくさんの御意見をいただきましてありがとうございました。それでは本日は特にこれ以上御意見がないということですので、議事を終わりたいと思います。ご協力ありがとうございました。

以 上

令和2年度 第2回 徳島県障がい者自立支援協議会 議事録

1 日 時 令和3年3月17日（水）午前10時から正午まで

2 場 所 徳島県立障がい者交流プラザ 3階 研修室

3 出席者

委 員

森泉摩州子会長，松下義雄副会長，大下直樹委員，久米清美委員，
久米川晃子委員，佐河勇氣委員，島 義雄委員，高田逸雄委員，藤村真樹委
員，堀本孝博委員

関係部局及び事務局

障がい福祉課3名，健康づくり課1名，精神保健福祉センター1名、
発達障がい者総合支援センター1名，東部保健福祉局1名，南部総合県民
局1名，西部総合県民局1名，特別支援教育課2名，障がい者相談支援セ
ンター3名

4 会次第

i 開 会

ii 挨拶 障がい福祉課長

iii 会長及び副会長選任

徳島県障がい者自立支援協議会設置要綱第3条第4項の規定により，会長
を委員の互選により森泉摩州子委員に，副会長を森泉会長の指名により松下
義雄委員と定めた。

iv 議 事

(1) 徳島市障害者自立支援協議会障害児部会からの医療的ケアを必要とする
重度障がい児への支援に関する提言について

(2) 徳島県障がい者施策基本計画<中間見直し版>について

(3) 人材育成部会の状況について

(4) 地域自立支援協議会推進部会及び各検討会議の状況について

(5) その他

v 閉 会

【配付資料】

資料1 令和3年2月徳島市障害者自立支援協議会障害児部会提言書「医療的
ケアを必要とする重度障害児への支援について」

資料2 徳島県障がい者施策基本計画<中間見直し版>の概要及び数値目標

資料3 徳島県障がい者施策基本計画<中間見直し版>（案）

資料4 人材育成部会報告

資料5 地域自立支援協議会 推進部会報告

資料6 医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議の開催報告

資料7 在宅の障がい児者及び家族等介護者が新型コロナウイルスに感染した
場合の対応について

資料8 精神障がい者検討会議報告

資料9 行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議の開催報告

5 議事内容

議事（1）徳島市障害者自立支援協議会障害児部会からの医療的ケアを必要とする重度障がい児への支援に関する提言について

（徳島市障害福祉課）

資料1をご覧ください。この提言書を提出しようとする経緯について御説明させていただきます。令和2年11月5日に、医療的ケアを受けている中学校1年生の男の子と御両親、相談支援員さん、ヘルパーさんが市役所に来所され、障害福祉課の職員と障がい児部会の事務局である眉山園さんと一緒にお話をお伺いしました。御両親はこれまで不安や苦勞、現在の問題点、ご家族の置かれた大変な状況をお話されました。御両親からは希望のひとつとして、移動支援の条件をもう少し緩和してほしいとのことでしたが、財政的にも条件を緩和することが難しい状況です。しかし、お聞きした希望をまとめ、徳島市自立支援協議会障害児部会として徳島県に要望としてお伝えすることはできると考えていると御両親にお伝えしました。御両親からお聞きした希望や、これまでに見出した課題や御意見を基に提言書の「背景」「現状と課題」「必要な支援・施策」に記載しております。医療的ケア児をとりまく課題は多く、多岐に渡っていますが、市町村単独での改善や取組は難しいため、「必要な支援・施策」の五つを徳島県全体として取り組んでいただくことで医療的ケア児の置かれた環境が少しでもよくなればと考えております。以上です。

（会長）

ありがとうございました。事務局の方から、何か補足等がございましたらお願いします。

（県障がい福祉課）

医療的ケア児及びその家族に対するの支援につきましては、先般、国の方で、法律を今通常国会の方に議員立法ということで提出するというふうな報道を聞いております。その中で医療的ケア児の日常生活とか社会生活を、社会全体で支援するための方策が示される予定となっております。今回いただきました提言の内容に含まれている人員の確保ですとか特別支援学校への送迎等につきまして、その中で示されると思いますので、今後、検討会議の方で協議を進めてまいりたいと思っております。

（会長）

ありがとうございます。事務局の方も、国の動向等を踏まえながらこれからご協議されるということですが、皆様から、このご提言についてご質問やご意見等がございましたらお願いします。

（委員）

徳島市さんだけの困り事というか、支援体制という部分だけでないと思うんです。これからアンケートの形で資料が出ています。

今日、教育委員会がご出席されているので、こういう機会ですからスクールバス、定員に限界はあろうかと思えます。また、どう回るかとかそういう関係もあろうかと思えますので、是非持って帰っていただきたい。

お母さん方、毎日送るという方も中には居られますので、その辺の増便という、なかなか難しいか分からないんですけど。コロナ禍でいっぱい詰め込むのは、なかなか難しい部分もあるんですが。

県の教育の確保というんですか、学習権、この辺を持って帰ってご検討願えればと思います。

またアンケートで出てこようかと思いますが、一緒に検討お願いできたらと思います。要望させていただきます。

(会長)

ありがとうございます。

今、アンケートとか、確かに徳島市だけのことではないので、全ての地域の方々の課題かなと思います。

教育委員会さんの方に、これをということで話がありましたが、何か付け加えることがありましたら。

(特別支援教育課)

先ほどいただきましたご意見、大変ありがとうございます。

貴重なご意見といたしまして、教育委員会の方に持ち帰りまして、検討を進めていきたいと思っております。

なお、定員等は希望される方も増えておりますので、そういった所も把握しているところです。

コロナの状況下におきましては、国の事業等も活用しながらバスの増便という形で密回避等も行っておりますので、その辺は安心してご利用いただければと思っております。どうもありがとうございました。

(会長)

ありがとうございます。

これから教育委員会の方も検討されるということですので、心強いかなと思います。他に何かありましたら。

(委員)

医療的ケア児の県の検討会議にも参加させていただいていますが、徳島市さんからの提言書、非常に素早い行動で、一を聞いて十を悟るという形での対応かなと思っています。

その中で出されている政策等々について、どの地域でもどの圏域でも重複するニーズかなと思っています。

県の方も、これより前に板野郡からも提言書を受けていますので、そのあたりと連動させて優先順位というか、そういうふうな課題の解決に向けて、共同歩調が取れていったらなという思いがあります。

それで、先般の自立支援協議会の地域自立支援協議会推進部会でもお話しさせていただいたんですが、とりあえず県の方、検討会議が設置されてから施策を展開されて、足跡いっぱい残しています。

医療的ケア児のニーズ、課題というのは裾野が非常に広いので、なかなか緒についてない感もしますが、成果は十分に残していると思います。

その中では、コーディネーターの養成がとりあえず一番にあって、そのあたりは一応達成できて、コーディネーター活用という部分で主眼が置かれていると思うんですけど。その辺りを十分活用しながら、地域で支える体制というのを県、市町村と協議会が連動して、これから体制づくりがいよいよ始まるのかなという思いがありますので、医療的ケア児に対するご理解ご協力をいただけたらと思います。

徳島市さん本当に迅速な提言をいただいて、ありがたく思っております。

(会長)

ありがとうございます。

日々現場で、地域の医療的ケア児の方と接しておられるので、身につまされると

いうか、やらなければいけないなという感じがしました。

ほか何かございませんか。

(委員)

お聞きしてまして、徳島市さんの対応であるとか、その他市町村を含めて協議の場の設置がなされているとか、医療的ケア児への対策、対応、コーディネーターの配置等が進んでいることを実感しました。

ところで、医療的ケア児が者になるのは自明のことかと思いますが、本人、家族にとって切れ目のない支援、児が者になった時点でコーディネーターが居なくなるんじゃないかと。このシステムは構築できているかなと思うんですけど、改めて、児の段階から出来上がっているシステムを者になっても引き継がれて、ご本人が障がい発達をしていくことができる、色々な権利が主張でき、あるいは生活が守られていくようなシステムづくりなど、成人してからのことをしっかりと併せて協議する場も必要なかなと感じましたので、提案をさせていただきました。

(会長)

ありがとうございます。

本当に児から者ということで、切れ目ない支援は必須となりますので、そこも含めて県の方で。また、自立支援協議会の中でも色々議論ができれば良いかなと思っています。いかがでしょうか。

この件については、前々回に板野郡の方から提言がありました。それも県の障がい者自立支援協議会で受理して、そして議論されております。

当協議会の部会であります地域自立支援協議会推進部会の中にあります課題別検討会議として既に設置している「医療的ケアを要する重症心身障害児等支援検討会議」で更に進めていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、委員さんが座長を務めておられる「医療的ケアを要する重症心身障害児等支援検討会議」の方で、引き続きよろしくお願ひします。

議事(2) 徳島県障がい者施策基本計画<中間見直し版>について

※県障がい福祉課から、資料2及び3により説明。

(会長)

ありがとうございました、中間報告とは言えひとつひとつ進んでいるなと思います。虐待についてもそうですし、間近に迫っている地震災害についての対応であったりとか、コロナで非常に進んできたICTというか遠隔であったりとか報告がありました。

それでは、この件に関しましてご意見等ございましたらお願いいたします。

(副会長)

私の方が一つ気になっているのが、地域生活の拠点整備です。この拠点整備については、市町村が6期の障がい者福祉計画の中で目標を決めて整備されることになっていますけども。

国の方でも、5期では市町村または圏域で整備という表現ですが、今回の6期では確保という強い言葉に変更されています。ですから6期の計画期間中に全ての市町村が整備するというを前提として、これから進んで行くんだらうと思っています。

それで、私が心配しているのは、なんで整備が必要なのかという前提ですね。

その一つが、長年言われている親の亡き後のこと、これは何十年前から同じ様なことが言われておりました。この拠点が整備されることによって、そういう親亡き後の心配が無くなっていく、不安が薄れていくような整備のしかたを目指していく必要があるというふうに思うんですけど。

今、整備を検討しつつ動いている市町村の状況を見ていると、協議会でうまく話し合い、皆で協議をしながら進めていく市町村もあれば、行政主導である程度形を創っていく、例えば色々な施設の確保を中心に進めていく市町村もある。動きがバラバラのような現状があります。

できれば、うまく地域の中で拠点整備が動いていくことが一番望ましい姿だと思います。形だけ箱物だけ作ればそれで整備されたということではなくて、地域の中でその機能を活かしてうまく動くことによって、家族の方とかご本人が不安なく地域に移行できる。また、地域の中で生活できるという環境づくりのために整備していくものというふうに思います。

整備にあたって、どこかの時点で良いので、市町村の整備状況について意見交換する場であるとか、研修の機会もコロナで中断している部分もあると思いますので、一回共有する場が必要じゃないかなと思っています。

(会長)

ありがとうございました。

地域自立支援協議会推進部会の中でも進捗状況はあるんですが、全体で共有できる場とのご要望です。

事務局から何かありましたらお願いします。

(県障がい福祉課)

先日開催されました推進部会の中でも地域生活支援拠点の整備について、市町村によって認識の違いがあるというのは、私の方も感じております。

そういう事も踏まえまして、本来でしたら県主催の研修会を昨年度実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症のために見送ったという経緯があります。

現状を踏まえまして来年度早々には各市町村の意見交換とか、先進的に行っている所のお話を聞きながら全県下の推進できるような形にしていきたいと思っています。

(会長)

ありがとうございました。

各圏域の地域事情によって、取組も違うのかなと思いますが。共有できてより良いものができればと思います。

他にご意見ご質問はございませんか。

(委員)

重点項目3の「障がい者の自立と社会参加の促進」項目の「障がい者スポーツ・文化芸術活動等の振興」の「障がいの有無にかかわらず参加できるスポーツ大会の開催」という項目なんですけど、現在、フットサルチームのメンバーが3人ほど加入されて、女性の方も参加して活動しています。

また、フットサルだけでなく卓球やバドミントンなど他のスポーツにもメンバー内で共有することで、他のスポーツでも活躍できる場は増えている感じがしてます。

今年、支援者の全国大会が徳島で開催される予定ですが、コロナの関係もあり開催されるかわからないんですけど、また協力していけたらなと思っています。

(会長)

ありがとうございました。

コロナの中でいろんなイベントが縮小されてますけど、少しずつ開催されていくのかなと思います

(委員)

昨日、阿南市で開催された南部県民局と阿南市の共催で防災に関する研修に参加させていただいたんですが、そのタイトルが「誰一人もとり残さない防災支援について」というので、主に障がい者の支援ということがメインテーマになっています。

障がいについては幅が広いと言いますか障がい種別も世代もそうですが、広く地域で生活されている方に対する支援は、なかなか行き届かない所もあるんですが。

我々、福祉専門職というのは、どうしてもフォーマルな部分での組み合わせという形での地域での支援はできるんですが、視点として地域とかインフォーマルな部分、地域の活用とか社会資源の活用というところが抜け落ちている所があるのかなと、昨日強く感じたんですけど。

防災の方も危機管理部局と福祉部局があって、そこが連動して一体的に取り組むなかなか進まないという思いを強くしたのと、最初のイニシアティブを取っていくのが県なり市なりという行政が一定のイニシアティブをとっていただいて、広く地域に浸透させていくという形。その中に我々が入っていくという格好を取っていったら良いのかなと。それに、もちろん当事者の方も含まれていなければならないという部分で。

余談になりますが、岡山の真備町の水害になった部分の動画を見せてもらったんですが。たまたまNHKが水害の起こる2年前に軽度の知的のあるお母さんが出産されて子育てをしている。

それを取り上げて取材していたんですけど、そこが水害に遭って専門員が警報が出たので避難するようお母さんに電話したんですが。お母さんがその中学校が何処にあるか分からないということで、そこから専門員さん必死になって、水がだいぶ来てて到着できなかった。アパートの1階に住んでたんですが隣近所と日頃から挨拶を交わしたことがない。というのは、サービスがパッケージで提供されていて、そういう必要性を感じなかったし、隣近所と付き合いもない。どういう方が住んでいるか分からず声も掛けてもらえなかった。結局、アパートの2階まで水が来てお母さんとお子さんが亡くなられた。そういう動画だったんです。

そういう面では、我々は福祉サービスという分で家庭生活、地域生活それと子育てというものの支援にあたり一番大きな地域という視点が抜けていたというのが反省材料で、それでいったら重点項目の2に上がってますけど、その辺りの地域を巻き込むとか地域との関係性を一体的にということで、また思いを入れてもらっていたり、これからの展開もお願いしたいので。一言発言させていただきました。

(会長)

ありがとうございました。

今ちょうど、東日本大震災10年で色々な特集があって、見る度に課題があるなと思いますし、阪神淡路大震災の後もいろんな災害ボランティアネットワークの方が発言されていたんですが、自分の住んでいる所で隣5軒から10軒に誰が住んでいるかを知ってますかといった講習があったので、委員がおっしゃっていた誰が住んでいるかを知らない、声掛けもできないなと思いました。

事務局からよろしくお願いします。

(県障がい福祉課)

委員からのご意見に少し補足させていただきます。

障がい者スポーツ振興につきましては、障がい者交流プラザ内の社会福祉事業団が中心となって障がい者スポーツ協会を立ち上げています。また、色々なスポーツ活動をそこが中心となって全県的な展開を図っておりますので、そういう協会とも連携しながらできるだけ支援していきたいと思っておりますので、もし必要な情報とかありましたら、実は今年から所管が障がい福祉課からダイバーシティ推進課に変わっているんですが、県の方からスポーツ振興の支援をさせていただきますので、ご要望等をいただけたらと思います。

委員が仰った防災の関係ですが、以前、在宅の障がい者の方と話をする機会がありまして、取り残さない避難をどうしていくか、意見交換をさせていただいたことがありました。

災害時の要支援者名簿を作ったり、あるいは個別避難計画の策定は市町村が中心になって行くと。それで市町村で名簿を作ってその名簿を基に誰が避難するかを決める役割を市町村が民生児童委員の方とか地域の様々な関係者の方にご協力いただいて作っていくんですが、まだまだこれからという所でございます。

手元に詳しい資料がないので、曖昧な情報で恐縮ですが、色々課題も踏まえまして、市町村の方で障がい者に限らず災害時に支援が必要な方の対応について取り組みが強化されております。

県も、当然障がい福祉課も関係しますし、危機管理部局、市町村の指導となると保健福祉政策課、福祉避難所の運営、充実も課題になってますし、県の担当課が連携しながら、これからも取り組んでいきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございました。他に何かありましたら。

(委員)

数値目標の件で確認ですが。福祉施設の入所者の地域生活への移行について、すごく厳しいと現場にいた者としては感じています。

達成は、なかなか難しいのではないかと私自身感じているんですが、その点、色々な福祉の協会があるかと思うんですが、その辺働きかけも一つだろうし。

先ほど副会長が仰った拠点なんかもある程度整備されていったら、いざという時に使えるよというPRというか、そういう形に移行する場合もあるんで、そのあたり同時進行かな、すごく厳しい数字と分かりつつ出していると思うんですが。

(県障がい福祉課)

ご提言ありがとうございます。

実は、この6パーセントの目標は国の定めた指針どおり設定させていただきました。3年前は9パーセントだったと思います。ただ、委員の仰るとおり徳島県だけでなく全国的に地域移行は正直難しい、受け皿をどうするかとか整備もご置きますし。地域移行は施設、病院から在宅、グループホームを使って、あるいは自宅から日中系活動サービスを使いながら自立して生活していくことを目標にしているんですが、大きな流れとして地域移行を掲げておりますので、この流れに変わりはしないですが、なかなか福祉サービスの充実がないと難しい課題でございますので、また来年度から3年間、目標達成に向けて努力していくんですが、まさにその受け皿となる福祉サービスの充実、そして地域生活支援拠点、まさに障がいのある方の家族の総合的な支援体制を全ての市町村に構築して、しっかりと地域で受け皿を作

っていくことでなんとか達成できるように取り組んで参りたいと思いますので、皆様のそれぞれの立場でいろいろご協力いただけたらと思います。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

色々聞いていてよく分かるんですが、今、国も県も市町村もコロナ対策、感染症対策にもものすごくお金を掛けているでしょう。

今、変異ウイルスとか言っていますが、本当は昨年6月ぐらいには変異しているんですね。COVID-19と言っているんですが、実は昨年6月ぐらいに既にCOVID-21が出てるんです。それで、今に至っているんで、変異して変異して変異したウイルスになっていると思います。

ですから、以前に聞いた話では感染症が4、5年続くという話を聞いていたんですが、コロナは今年5月ぐらいで終わるかも知れないけど、次に来るのがウイルス性胃腸炎、ノロみたいなので、そうなるとコロナでさえ、今、色々な仕事も失い生活が困窮した人達が居ますよね。そういう人達を助けないといかんよね。

そうしますと、我々は感染症対策やらないかん、障がい者にしてもコロナに罹った場合どうするのかということがありまして、昨年、県にお願いして、それが実現して、対策をやるということになった訳ですから。一つ一つやらんとコロナでどうして障がい者を助けていくのか、そして次のウイルス性胃腸炎、これが発生しますと大変ですから、一つのノロウイルスで一億くらい繁殖してしまいますから。

そういったところで、今、国や県や市町村がこうした新型コロナウイルス等感染症対策をやっていますので、まずはそれを重視して次に行かないと。

県も大変だと思います。飯泉さん良くやっていますけども、金もかなり使っていますのでスポーツどころでないわけでしょう。東京オリパラもコロナでないのかあるのか分からないところですからね。多分ないと思います。次、違った形でオリンピックをやると思いますが、従来のオリンピックはできない。そういうことからすると、次に何を進めるかということ、そこら辺を踏まえて、障がい者施策推進協議会でもやりましたけど、この自立支援協議会でも考えていってほしいなと思った次第です。

(会長)

ありがとうございました。

感染症対策と同時進行になります。本当に日々暮らしている方の生活も直視しなければなりませんので、引き続き事務局と県の方々には対応をよろしくお願ひしたいと思います。他に何かありましたら。

(委員)

社会福祉士会というより若年者認知症支援コーディネーターとしての発言でも良いかなと思うんですが、徳島県から委嘱を受けています。県に一人配置で孤軍奮闘していますが、認知症については中間見直し版37ページの中で「老人性認知症の早期発見」として記載はあるんですが、若年性認知症、65歳未満で発症された認知症の方に関する支援ですね。

これは、今は認知症施策推進大綱の中で位置づけられているので高齢福祉の所管になっているんですが、実は私も何名もの方の支援あるいは伴走をさせていただいているんですが、高齢福祉いわゆる介護保険サービスにまだまだなじまない、初期の段階の方は特に障がい福祉のサービスあるいは支援がかなり必要になるというか、それを活用して、なんとか生活を継続していくということが必要かと思われま

す。

徳島県の南部で一人あるいは徳島東部でもということ、障がい福祉サービスの就労継続A型とかB型、そういった所への繋ぎであるとか、障がい福祉による生活介護、生活支援といった所への調整とか自立支援医療とかを調整する訳なんです、認知症ということになると、相談支援事業所の対応もどうして良いか分からない。

実は地域包括支援センターでも若年性認知症に関わったことがないので、どう支援して良いか分からないとそんな声も聞こえてきているんですね。

だから、次の人材育成にも繋がると思うんですが、相談支援事業所の支援員に若年性認知症を熟知していただいて、支援の体制づくり。あるいは受け入れてくれる事業所を開拓していくということ。

今度は、基本計画の次期見直し時点では、そういった記載を当然入れていただきたいと思うし、今も走っておりますので、障がい担当課の方でもしっかりと連携していただいて取り組んでいただけたら非常にありがたい。ご本人にとってもありがたい。

精神障害者保健福祉手帳所得、障がい者サービスへのパスポートというか、その辺の支援が大事になってくるのかなと思います。これは要望的なものになりますが、どうぞよろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございます。

高齢者、障がい者虐待でも年齢とかで垣根があったりとか、今、仰っている認知症でも年齢のことで色々あるかなと思います。垣根のない所で、県の各部局で連携・協議していただければと思います。

他に何かありますでしょうか。

では続きまして議事3の人材育成部会の状況について事務局から説明をお願いします。

議事（3）人材育成部会の状況について

※県障がい者相談支援センターから資料4により説明。

(会長)

ありがとうございました。

研修については急遽遠隔配信でしたり、対面と組み合わせて実施したりと、事務局の方が大変苦勞されていたなと思います。

この件に関しましてご質問ご意見等ございましたらお願いします。

遠隔配信は大変勉強になりましたが、引き続き遠隔と実地とを組み合わせる形になるのかなと思います。

議事（4）地域自立支援協議会推進部会及び各検討会議の状況について

(会長)

続きまして議事4の地域自立支援協議会推進部会及び各検討会議の状況についてですが、まず、自立支援協議会推進の状況について事務局から報告をお願いします。

※県障がい者相談支援センターから資料5により説明。

(会長)

ありがとうございました。

部会についてはこの後で報告があろうかと思いますが、全般通じて何かご意見ご

質問ございませんでしょうか。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思えます。

続いて、各検討会議の状況ですが、まず、医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議について事務局から報告をお願いします。

※県障がい福祉課から資料6及び7により説明。

(会長)

ありがとうございました。

コロナを契機にして、丁寧な対応を考えてくださってありがたいなと思えます。

特に聴覚障がいの方にはどう伝えたら良いか、すごく不安に思っておられるので、その不安はすぐに解消できないと思うんですけど、丁寧な対応を引き続きお願いしたいと思えます。

この点に関しましてご質問ご意見等ございましたら。

(委員)

資料7についてお聞きしたいんですが、コロナウイルスの対応について2点ほど伺います。

障がい者の児童デイサービスの利用者がクラスターなどで濃厚接触者と指定された場合、簡易検査キットとかPCR検査があるとお聞きしていますが、この違いはどういったものでしょうか。そして費用はどのくらいかかるのでしょうか。

2点目に資料7の中で家族介護者が陽性の場合、短期入所施設の受け入れがあるといいますが、介護費の短期入所の支給決定を受けていない場合はショートステイを使うことは可能なのでしょうか。

コロナによる風評被害が懸念されますが、施設として受け入れていただくことはできるのでしょうか。

また、障がい者が陽性の場合、障がい特性に応じて家族の付き添い等を調整するという事は、どういうふうな内容で付き添いができるのか説明をお願いします。

(会長)

ありがとうございました。

4点ぐらいですが、今のお答えできるところ、児童デイサービスがクラスターじゃないですが、そういう時のPCR検査の費用等について、また、まだ支給決定を受けていない時の短期入所であったりとか、施設として受け入れが可能かどうかというあたりについてお願いします。

(県障がい福祉課)

まず、障がい福祉サービス事業所全般になりますが、もし感染者の濃厚接触者がいらっしゃったら、保健所が行政検査として行うんですが、確かPCR検査の前に抗原検査を行った上で更に陽性になった場合にPCR検査という流れだったかと思えます。抗原検査の方が早く結果が分かるメリットがあったと思うんですが、最終確定はPCR検査で確定させるという流れだったと思えます。

それと、資料7の関係でいくつか質問をいただいているんですが順不同で説明させていただきますと、家族等の付き添いはどういうことかと言いますと、例えば一人で入院できる方、できない方がいらっしゃると思えます。家族がいれば安心して過ごせる方もいらっしゃると思えます。あるいは障がいの状況は家族の方が一番知っているという事情もあるかも知れません。

そういった場合がありますので、必ずしもこうしますという意味じゃなくて、障がいの特性を予め保健所なり、場合によっては障がい福祉課も関わりますが、詳し

く聞き取ったうえで、付き添いが必要かどうかを判断させていただきますので、どういふ事例が付き添いが必要なのは個別ケースごとに障がいの状況を踏まえて判断させていただくということで、対応させていただけたらと思います。

同一入院もそうなんですが、障がい児者の状況を見ながら、最終は県の入院調整本部で判断をさせていただく流れになるかと思います。

それと、短期入所協力施設について、申し訳ありませんが施設名は非公表とさせていただきたいんですが、施設が心配されるのは、施設の中で濃厚接触者を受け入れると感染リスクがあると、そういうことから、受け入れを協力いただく前提としては、今ある施設と区画を分けていただくとか、一般の利用者と違う所で受け入れていただくとか、そういうことが前提になってくると思います。

ただこれは協力なんで、県から協力をお願いして感染防止対策を施していただいた上で、じゃうちは協力できますよといったところについて、登録といいますか、協力いただける体制になっていますが、できたら、これも引き続き協力いただける施設が多くなれば多くなるほど、色々な障がい特性に対応できるような仕組みになりますので、ここの所は引き続きしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

(委員)

短期入所の支援料が出ない人はどうなんでしょうか。

(県障がい福祉課)

支給決定を受けていなくても、新型コロナウイルス感染症の対策ということで厚生労働省から通知等が出ておりますので、ご心配いただかなくても大丈夫です。

その旨、この事業の実施に当たって市町村へ周知した時にお伝えしておりますので、市町村も承知していると思います。

(会長)

ありがとうございました。

手探りというか、走りながらの体制整備となりますが、引き続きお願いしたいと思います。

他に付け加えとかありましたら。大丈夫ですか。

続きまして、次の精神障がい者支援検討会議について事務局から報告をお願いします。

※健康づくり課から資料8により説明。

(会長)

ありがとうございました。

新しいワーキンググループが徳島県精神保健福祉審議会の方で立ち上がることで、こちらの方はまた設立当初の実務者の立場でということで、日々の課題というか取り組んでいただけるというご報告です。

この件に関しましてご意見ご質問等ございますでしょうか。

委員の方から何か付け加えはありますか。

(委員)

「にも包括」の方で市町村の方でも考えて行くということなんですが、県は健康づくり課主体で進めていって県保健所、精神保健センターと進めていくので、市町村の自立支援協議会とうまく連動していくのかなというところが、懸念としてあります。それぞれ市町村の方で精神を中心とした県の事業にも取り組んでいくと思うんですけど、市町村の事業として認識しながらうまく連動して進んでいけたら良い

のかなと思います。

(会長)

ありがとうございます。

部局が違うかと思いますが、そちらの方にも事務局から働きかけていただきたいと思っています。

事務局から何かありますか。

(県健康づくり課)

市町村の取り組みの活動状況等について、各保健所の圏域単位でも連絡協議会、名称は間違っているかも知れませんが、国の包括の方での取組を共有するための協議をする場がございまして、そちらの方でしっかりと吸い上げまして、それを最終的に県全体で取り組み、三層構造でしっかり現場の状況を把握した上で、施策に反映していくという形をとってまいりたいと考えております。

(会長)

部局またがったり色々ありますが、丁寧な対応をよろしくお願いします。

他に何かご意見ご質問等ありましたら。

それでは、次に行動障がいのある障がい者児支援検討会議について事務局から報告をお願いします。

※県障がい者相談支援センターから資料9により説明。

(会長)

ありがとうございました。

課題というか、重要なことを沢山の検討になりますので、時間が足りないんだろうなと思います。

この件に関しまして、何かご意見ご質問等ありましたら。何かこういう事も検討してはということなどございませんでしょうか。次回3月23日ということですので、こちらでまた意見交換をしていただけたらと思います。

議事(5) その他

(会長)

それでは、5番目のその他ですが、事務局から本日配付があったチラシ等の説明があると思いますので、よろしくお願いします。

※県精神保健福祉センターからチラシを配付した新型コロナに関する相談窓口について説明。

(会長)

ありがとうございます。

コロナで不安に思っている方、実際に支援されている方、コロナに罹った方、それぞれ非常に重たい気持ちを持っておられると思います。周知しかないと思いますので、引き続き周知していただければと思います。

残り時間が少ないんですが、本日の会議全般に関してでも、また、今後の協議会に関してでも構いません、何か質問やご意見ご要望はございませんか。

(委員)

せっかくの機会なので、障がい者の雇用率もあるんですけど、コロナに関連して職場の雇用調整について相談を受けた件数はどうでしょうか。

雇用状況についてもちょっとお知らせいただければと思います。

(委員)

コロナの影響については、労働局の方で把握しておりまして、私どもの方で直接把握しているものではないんですが、先にお聞きした範囲では、コロナの影響で直接障がい者雇用に影響が出ているということはあまりないと聞いております。

障がいのある方を雇用している企業が障がいのある方を解雇する時は、ハローワークに届けを出さなければいけないのですが、直接そういったことでコロナの影響で解雇になったという方はそれほどいらっしゃらないと聞いております。なので、コロナ自体で障がい者雇用に大きく影響したということは聞いていません。

ただ、昨年、障がい者雇用率が2年6月に2.22ポイントということで徳島県では、残念ながら昨年度よりも少し下がってしまったということではあります。コロナの影響ということではないというような分析をしていると聞いています。

今後、長期に、雇用全般に影響してきているということもありますので、注視していかなければいけないのかなということも認識しています。労働局からお聞きした内容ですので、参考までということになります。

(会長)

ありがとうございます。

委員、よろしいでしょうか。

事業所の方もコロナの中でも仕事はあるとは仰っておられるので、皆さんそれぞれ事業所の中で職員の方々が各企業を回られて仕事をきちっと取ってきているのかなということで、非常に感謝したいなと思っています。

時間が来ておりますが、よろしいでしょうか。

(県発達障がい者総合支援センター)

お配りしました発達障がい啓発イベント2021。このイベントは4月3日土曜日10時から文化の森総合公園を会場に行います。4月2日の世界自閉症啓発デーにちなんだイベントです。昨年度は新型コロナの関係で例年4月に行っていたものを9月に延期いたしました。今年度は感染防止対策を徹底して行います。個別相談会等も行っております。作品展ですとか、映画の上映会などお誘い合わせてお越しいただければと思います。よろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございます。

それではこれで議事を終了します。皆様方の御協力ありがとうございました。

以 上